

座間市教育委員会 5月定例会会議録

1 開 会 日 令和8年5月20日（水）

2 場 所 座間市役所5階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 有山 周一 委員 升水 由希
 委員 吉田 幸代

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 大矢 宗弘
 学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光拓
 保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
 教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
 図書館長 中村 史絵

5 書 記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 太田 麻友

6 開会時刻 午前9時33分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	20	財産の取得に関する意見の申出について	保健給食担当課長	承認
2	21	教育財産の取得について	教育研究所長	承認
3	22	財産の取得に関する意見の申出について	教育研究所長	承認
4	23	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
5	24	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長	承認
6	25	座間市教育支援委員会委員の委嘱について	教育研究所長	承認
7	26	座間市社会教育委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
8	27	座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	7	県費負担教職員の人事について	就学支援課長	—
2	8	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前10時38分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会5月定例会を開会いたします。
お諮りします。ただいま、傍聴受付名簿のとおり委員会傍聴の申し出がありました。これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、これを許可します。

(傍聴人 入室)

木島教育長 本日は、馬場委員から欠席の連絡を受けておりますが、在任委員に教育長を含めた人数の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、会議は成立するものといたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は5月20日今日一日といたします。
次に、座間市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に升水委員と吉田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

木島教育長 続きまして、前回会議録の承認に移ります。
4月8日開催の座間市教育委員会4月定例会の会議録について、事前に配付のとおりですが、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、前回会議録は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、前回会議録は承認いたします。
なお、会議録の署名は、本定例会後に行うことといたします。
続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 4月8日(水)教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

4月9日(木)定例教頭会議、教育長出席です。

4月10日(金)教務担当者会議、教育長出席です。

4月13日(月)県市町村教育委員会連合会役員会及び総会、オンラインで行われました。教育長職務代理者出席です。

4月16日(木)市民芸術祭絵手紙展、教育長鑑賞です。

同日、市民芸術祭工芸・生活美術展、教育長鑑賞です。

4月18日(土)大凧文字書き、座間小学校体育館で行われました。教育長出席です。

4月20日(月)教育研究員全体会、教育長出席です。

4月22日(水)市長定例記者会見、教育長出席です。

同日、叙位伝達式(佐野淳一氏)、教育長出席です。

4月23日(木)全国学力・学習状況調査視察、東原小学校及び西中学校を訪問しました。教育長視察です。

同日、県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

4月24日(金)相模野小学校及びひばりが丘小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

同日、市民芸術祭山野草展、教育長鑑賞です。

同日、市民生教育委員児童委員協議会総会、教育長出席です。

4月28日(火)市小学校教育研究会定期総会及び教育講演会、馬場委員、升水委員、吉田委員出席です。

同日、県・市町村教育委員会教育長会議、横浜市の波止場会館で行われました。教育長出席です。

4月29日(水)第4回世界平和音楽祭〜プロ精鋭139人による異次元的「第九」〜、教育長鑑賞です。

4月30日(木)旭小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

同日、市基地返還等市民連絡協議会役員会及び定期総会、教育長出席です。

5月1日(金)市原水爆禁止協議会役員会、教育長出席です。

5月4日(月)大凧まつり、教育長出席です。

同日、わんぱく相撲座間場所、栗原小学校体育館で行われました。教育長出席です。

5月5日(火)大凧まつり、教育長出席です。

同日、市内中学生による凧の掲揚、教育長、教育長職務代理者、吉田委員出席です。

5月7日（木）関東地区都市教育長協議会総会・情報交換会並びに分科会、8日まで群馬県高崎市で行われました。教育長出席です。

5月11日（月）立野台小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

同日、子ども支援団体等交流会、教育長出席です。

5月12日（火）相武台東小学校3年生庁舎見学、教育長出席です。

5月13日（水）全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会、15日まで高知県高知市で行われました。教育長出席です。

5月16日（土）市PTA連絡協議会定期総会、教育長、教育長職務代理者、升水委員、吉田委員出席です。

同日、家庭教育研究集会、教育長、吉田委員出席です。

5月19日（火）市”社会を明るくする運動”推進委員会、教育長出席です。

同日、交通安全対策協議会総会、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第23号から第27号まで、並びに報告第7号及び第8号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第23号から第27号まで、並びに報告第7号及び第8号は非公開といたします。

それでは、議案第20号「財産の取得に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

（古場担当課長 挙手）

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 それでは、資料5ページを御覧ください。議案第20号について御説明します。

提案理由は、座間市立小学校給食用食器ほかの購入契約を締結するため提案するものです。

市長からの意見聴取の内容は、6ページをご覧ください。

本年3月定例会、議案第7号「教育財産の取得について」で承認をいただいた小学校給食用食器ほかについて、予定価格2,075万8,177円で条件付一般競争入札を行った結果、有限会社鶴間金物店座間支店と2,065万6,317円で契約いたしたく提案するものです。

議案第20号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(有山委員 挙手)

木島教育長 有山委員、お願いいたします。

有山委員 今使っている食器を新しくするということになりますか。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 今使っている食器の更新でございます。

食器更新の対象校は、座間小学校、相模野小学校、相武台東小学校、ひばりが丘小学校、立野台小学校及び旭小学校の6校です。

なお、その他の5校は、令和4年度に食器の更新をしております。

有山委員 ありがとうございます。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

(吉田委員 挙手)

木島教育長 吉田委員、お願いいたします。

吉田委員 今回購入する給食用食器の内容を教えてください。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 汁椀の大・小及び平皿の3種類でございます。

吉田委員 ありがとうございます。

木島教育長 箸もだいぶ傷んでいて、例えば、箸が折れやすくなっているため、児童の口に入れるときに危険があるかもしれないというようなことを、以前、古場保健給食担当課長から聞いていました。この箸の更新は、今回、認められなかったということでしょうか。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 箸については、低学年用・高学年用の2種類を全校で更新予定です。

木島教育長 全校で更新するというので安心いたしました。ありがとうございます。

木島教育長 予算がついて、購入という経緯ですが、実際にこの食器を利用するのは、いつからになりますか。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 食器の更新は、学校の夏休み期間に行い、9月から利用を開始します。

木島教育長 夏休み明け、9月の給食再開から利用可能ということですね。
食器の更新は、悲願でしたよね。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

御質問等もないようですので、議案第20号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第20号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第21号「教育財産の取得について」、説明をお願いいたします。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 それでは、資料7ページを御覧ください。議案第21号について御説明いたします。

提案理由は、座間市立小・中学校学習用端末（Chrome OS）の取得の申出について提案するものです。

8ページを御覧ください。

こちらに記載のとおり、座間市立小・中学校学習用端末（Chrome OS）9,347台を購入するものです。

なお、予定価格は、税込みで4億9,146万5,260円です。

議案第21号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(有山委員 挙手)

木島教育長 有山委員、お願いいたします。

有山委員 この新しく購入する学習用端末について、現在、児童生徒が使っているものと比べて、改善されている点や良い点はありますか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 スペックが向上しますので、処理速度が速くなります。学校でも学習用端末の活用が進んできましたので、例えば、動画などを視聴する際に、処理速度が上がることで、より活用しやすくなります。

有山委員 バッテリーはどのくらい持ちますか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 今回購入する学習用端末は、フル充電で8時間使用できるので、基本的には、フル充電で1日使用できるということになります。

有山委員 ありがとうございます。

木島教育長 他はいかがでしょうか。

(吉田委員 挙手)

木島教育長 吉田委員、お願いいたします。

吉田委員 学習用端末のデータ移行はどのように行うのでしょうか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 データについて、C h r o m e b o o kは、クラウドの中にデータを保存するので、端末自体にデータはほぼありません。

学習用端末が更新されても、新しい学習用端末で、自分のIDとパスワードでログインをすれば、クラウドからデータを使用できます。

吉田委員 ありがとうございます。

木島教育長 他はいかがでしょうか。

(升水委員 挙手)

木島教育長 升水委員、お願いいたします。

升水委員 学習用端末の更新には、相当な予算がかかるわけですけど、耐用年数は何年程度になって、次の更新はいつ頃になるのでしょうか。

木島教育長 現在使用している学習用端末が何年経過しているかということも併せて伝えられますか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 現在使用している学習用端末が、6年目になります。

基本的には5年が耐用年数とされていますので、新しく購入するものについても、おそらく5年程度で更新になると考えています。

升水委員 ありがとうございます。

木島教育長 この学習用端末ですけれども、神奈川県は共同調達という形で、一昨年、昨年、今年と主に3年間の中で、神奈川県の各市町村が、共同調達をしながら、まとめて購入をし、少しでも価格を抑えようと取り組んでいるので、基本的に各市町村で同等の金額と捉えていいでしょうか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 価格の面には、教育長のおっしゃるとおり、共同調達に参加することで、スケールメリットが得られます。したがって、価格自体は抑えることができたと考えております。

国の補助金が、端末1台に対して、上限5万5,000円となっていますので、

その要件を満たす価格に抑えられています。

木島教育長 もう1点お聞きしますが、今回の発注数量は9,347台となっています。
しかし、座間市の児童生徒は、令和8年4月1日現在、8,666人ということで、数量を多く見積もって購入をしますが、どのような理由でしょうか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 1人1台端末に加えて、予備機ということで約600台計上しています。
予備機については、児童生徒が学習用端末を使用している中で、初期不良があった場合や、落としてしまい故障した際に、すぐに学習用端末を渡すことができ、学びが止まらないようにするために、各学校に配置しております。
なお、予備機の台数の算出については、これまでの年間の故障した台数から、故障率を算定し、その上限数値を5年間で考えた結果、およそ600台あれば、十分足りるだろうということで、計上しています。

木島教育長 ありがとうございます。

木島教育長 もう1点お聞きしますが、今回購入する学習用端末の配置は、夏休み以降という話を聞いているのですが、現在使用している学習用端末の処理方法はどのように検討していますか。

例えば、引き続き学校で使用できる体制づくりをするのか、もしくは、保証期間が切れているため、業者に引取りを依頼するのか等、本市としての方針は決まっていますか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 現在使用している学習用端末については、耐用年数を過ぎているということもありまして、このまま使用を続けて故障した場合、余分に処分費用が発生するため、全台残すことは良くないと考えています。

まず、不要な学習用端末については、処分するためにお金がかかります。令和7

年度に業者へ確認した際は、1台につき2,000円の費用が発生するという回答でした。仮に、1万台処分する場合、約2,000万円の費用が発生します。

しかし、今回プロポーザルで選定した業者からは、不要な端末については無償で引取りを行い、データの削除等も行うという提案を受けています。

ただ、学習用端末自体に価値があり、端末を売却することで、市の歳入となることが想定されますので、売却の方向で、関係部署と連携をとりながら進めていくところです。

(大矢課長 挙手)

木島教育長 大矢教育総務課長、お願いいたします。

大矢課長 文部科学省からは、GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について事務連絡が発出されています。

学習用端末は、レアメタルが多く含まれているため、事務局としては、学習用端末を普通財産に変更し、一般競争入札で売払いをしたいと考えています。

木島教育長 ありがとうございます。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

御質問等もないようですので、議案第21号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第21号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第22号「財産の取得に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 それでは、資料9ページを御覧ください。議案第22号について御説明いたしま

す。

こちらに記載のとおり、座間市立小・中学校学習用端末（Chrome OS）の購入契約を締結するため、提案するものです。

市長からの意見聴取の内容は、10ページをご覧ください。

議案第21号「教育財産の取得について」で承認をいただいた座間市立小・中学校学習用端末（Chrome OS）について、神奈川県公立学校情報機器共同調達協議会が実施した、公募型プロポーザルにおいて決定した、株式会社有隣堂厚木営業所と4億9,146万5,260円で契約いたしたく提案するものです。

議案第22号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第22号は承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第22号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。

ここからは、非公開案件の審議に移ります。

恐れ入りますが、傍聴人の方は暫時退席をお願いいたします。

（傍聴人全員が退室、以降は傍聴人なし）

（議案第23号「座間市教育委員会職員の人事について」、議案第24号「座間市学校運営協議会委員の任命について」、議案第25号「座間市教育支援委員会委員の委嘱について」、議案第26号「座間市社会教育委員の委嘱について」及び議案第27号「座間市立公民館運営審議会委員の委嘱について」並びに報告第7号「県費負担教職員の人事について」及び報告第8号「県費負担教職員の任用について」は非公開）

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(大矢課長 挙手)

木島教育長 大矢教育総務課長、お願いいたします。

大矢課長 本市に関わる方の、叙位・叙勲の授与について御報告いたします。

はじめに叙位の授与について、御報告いたします。

令和7年10月10日に御逝去されました、元座間市教育委員会教育長の佐野淳一氏が、同日付けで、正六位を授与され、令和8年4月22日に市役所教育委員会室で伝達式を執り行いました。

佐野元教育長の生前の御功績が広く認められたことに、心より敬意を表します。続きまして、叙勲の授与について、生涯学習課長から報告いたします。

(郡司課長 挙手)

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 次に叙勲について、御報告いたします。

令和8年4月29日付で、令和8年度春の叙勲において、座間市市史編さん審議会及び座間市文化財保護委員会の会長を務める、金子皓彦氏が旭日小綬章を授与されました。

金子先生においては、文化財の保護や普及活動のほか、御自身の趣味で、寄木細工や麦わら細工、明治期における輸出工芸品など骨董品の収集展示活動などを60年以上行っています。

叙勲の主要な経歴については、本市ではなく、大和市文化財保護審査会の会長を長らく務められていることをもって、大和市が推薦された内容に基づき、叙勲対象となったと聞いています。

ただ、本市の文化財行政においても、座間市文化財保護委員会を昭和45年度から務められるなど、多大なる御貢献をされております。

木島教育長 ありがとうございます。他は、よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和8年6月10日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会5月定例会を閉じさせていただきます。